

補助金等の執行に関する取扱

1 目 的

この取扱は、補助金等の適正かつ効果的な執行を図るための基準を定めることを目的とする。

2 定 義

- (1) 補 助 金 等 宮崎県、公益財団法人日本スポーツ協会等が補助金、助成金等の名目で、本会又は本会の加盟団体等に交付するもの
- (2) 交付規則等 補助金等の交付に関する規則(昭和39年 宮崎県規則第49号)その他の補助金等の交付に関する規程、要項等
- (3) 加盟団体等 本会の加盟団体等、本会が補助金等を交付した団体

3 執行の原則

- (1) 加盟団体等は、交付規則等に基づき、公費に準じて適正に執行しなければならない。
- (2) 本会は、加盟団体等の補助金等執行体制が適正でない場合は、補助金等の交付を留保するものとする。

(注) 補助金等執行体制

- ① 予算執行のルールが整備され、ルールにそって執行されていること。
- ② 予算執行のチェック体制が整備(下記ア、イ、ウ、エを行う者を配置している)され、組織的に処理されていること。
 - ア 会長等が予算執行を決定する → イ 出納責任者が内容をチェックする
 - ウ 会計責任者が支出する → エ 監事が、予算執行全般を監査する
- ③ 情報が公開されていること。
- (3) 加盟団体等は、不適正な執行が判明した場合は、補助金の一部又は全額を返還しなければならない。
- (4) 本会は、補助金等の適正な執行を期するため、必要に応じて、事業遂行状況、補助金等の執行状況について実地調査を行う。

4 書類作成等の留意事項

- (1) 提出書類等は、別途指示する場合を除き、「提出書類一覧表」により、別紙様式を参考に作成、提出すること。(証憑書類は、全て原本とする。)
- (2) 提出期限を厳守すること。
- (3) 提出書類の未記入事項が無いように留意すること。特に、補助金等の目的に関する事項又は重要事項(実施内容、参加者数、成績、成果等)は、詳細に記入すること。
- (4) 数値の計算及び数値間又は資料間の整合性に留意すること。(収入額、支出額と合計額、参加者の合計、参加者数と参加者名簿との関係等)
- (5) 複数の収支決算書を作成した場合は、全体を総括する収支決算書を作成すること。
- (6) 補助金等を支出した場合は、領収書を徴すること。
 - ① 宛名は、特に指定された場合を除き、「所属加盟団体名」とすること。
 - ② 交通費、謝金等を受領した場合は、受領した本人が自署または押印すること。本人以外の者が、他の者に替わって記名、押印を行わないこと。なお、航空機利用の場合、個人印だけでなく、領収書(利用者氏名・利用区間・便名・搭乗日が記載されているもの)を添付すること。また、有料道路利用の場合は、領収書または利用証明書を添付すること。
 - ③ 複数の者の旅行チケット等をまとめて購入した場合は、内訳を明記すること。
 - ④ 宿泊費の領収書は、当該宿泊施設が発行した原本とすること。
宿泊パック料金の場合の領収書は、料金内訳が記載されていること。
 - ⑤ 使用料、賃借料の領収書は、施設管理者が発行するもの又は使用料が明記された使用許可書とすること。
 - ⑥ 保険料の領収書は、保険加入の写又は領収書とすること。
 - ⑦ インターネット上で決済を行うもののうち、支払の相手方が領収書を発行しないものについては、相手方へ支払を行ったことを証する書類をもって領収書とみなす。
但し、領収書の発行が可能な場合は領収書を徴すること。
- (7) 領収書の1件の額が、5万円以上の場合は法定の収入印紙を貼付させること。
- (8) 領収書がレシートの場合は、購入品名が記載されていること。
- (9) 補助金等関係資料(証憑書類コピー)は、5年間、保管すること。
- (10) 補助金等の出し入れに使用する預貯金口座は、加盟団体等代表者名義とすること。

口座名義が、加盟団体等代表者と異なる場合は、代表者の委任状を提出すること。

5 対象経費の計算等

(1) 交通費

- ① 交通費は、最も経済的な通常の経路、方法により計算すること。
- ② 自家用車を利用した場合は、出発地と目的地間の最短距離（km端数切捨）に17円を乗じた額とすること。
- ③ 加盟団体等が定めた取扱等がある場合は、その取扱等により計算した額とすること。但し、本会の基準で計算した額を上限とし、超過する場合は補助対象外とする。
（注）この場合は、加盟団体等が定めた取扱等を提出すること。
- ④ 公共交通機関を利用した場合は、利用区間名（バス停、駅）を記入すること。
- ⑤ 航空機利用の場合、個人印だけでなく、領収書（利用者氏名・利用区間・便名・搭乗日が記載されているもの）を添付すること。また、有料道路利用の場合は、領収書または利用証明書を添付すること。

(2) 宿泊費

- ① 本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。（原則：税込15,000円以内）
- ② 宿泊税・入湯税については、宿泊料金に含んで支払うことは可能。ただし、宿泊料金が超過する場合は、補助対象外とする。

(3) 旅行雑費 ※事業ごとに支出対象者が異なるため注意すること。

原則、県の規定（一日あたり県内200円・県外1,100円）とする。

(4) 駐車料金

国スポ選手強化練習に必要な駐車場利用料金（監督・コーチ・役員・成年選手）

(5) 使用料賃借料

会場使用料、競技器具使用料、バス借上料等

※ 物品の借用は、真に事業に必要なものであること。

(6) 報償費

講師謝金（P94参照）

(7) 食糧費

弁当代等（原則：税込800円以内）

(8) 需用費

競技用・事務用消耗品『原則として、補助金額の5割までとする。単価10万円未満（99,999円以内）』、印刷製本費、現像料、指導者・選手の競技用飲料水、移動に伴う燃料費等とする。

※ 選手強化補助金、アドバイザー招へい事業、ターゲットエイジ強化事業等の種別全体に関する事業の需用費については、補助金額全体の3割を超えないものとする。

※ 競技用消耗品、事務用消耗品は、真に事業に必要なものであること。

(9) 役務費

通信運搬料、振込手数料、傷害保険料等

(10) その他

各種補助金の財源が公費であることから、執行時に発生するポイント還元やクーポン券取得については、認めない。

6 この取扱は、平成24年4月1日から施行する。

平成27年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和2年11月1日 一部改正

令和3年 4月1日 一部改正

令和4年 4月1日 一部改正

令和5年 4月1日 一部改正

令和6年 4月1日 一部改正

令和7年 4月1日 一部改正

令和7年度「対象経費一覧表」

対象経費			対象者	旅 費				使用料賃借料	報 償 費	食 糧 費	需用費	役務費	負 担 金	領収書の宛名等	
				交 通 費	宿 泊 費	旅 行 雑 費	駐 車 料 金	会場借上料 バス借上料 競技用器具使用料			消耗品、現像料 印刷製本 移動に伴う燃料費	通信運搬費 振込手数料 傷害保険料			
1	組織強化	(1) 加盟団体組織整備補助金	役員	○	○	○	○	○	○	○	○	○		加盟団体名	
2	大会関係	(1) みやざき県民総合スポーツ祭補助金	役員、審判員、補助員	○	○			○	○	○	○	○		競技団体名	
3	普及	(1) 生涯スポーツ普及活動支援事業	役員、講師、審判、補助員	○	○			○	○	○	○	○		主催団体名	
4	W A P	(1) W A P修了生支援事業	選手	○	○	○		○	○	○	○	○		個人名	
5	選手強化	(1) 国スポ選手強化プロジェクト													
		① 選手強化補助金	選手、監督・コーチ、講師	○	○	○	○	○	○	講		○	○		競技団体名
		② トップチーム活用支援	県外チーム (講師、指導者、選手)	○	○		○	○	○			○	○		競技団体名
		③ 強化指定選手支援費	選手、講師	○	○		○	○	講			○			個人名
6		(2) 大学・社会人スポーツ支援プロジェクト	講師、指導者,選手	○	○		○	○			○	○		チーム名 対象が個人の場合は個人	
7		(3) ふるさと選手活動支援	競技団体、ふるさと選手	○	○	○					○	○		個人名（ふるさと選手） 競技団体名	
8		(4) 女性アスリート等活動支援プロジェクト													
		① ネクストアスリート強化指定選手支援	選手、指導者	○	○		○	○ ※1				○			個人名 ※1 強化指定選手対象
		② スポーツ環境支援	選手、指導者 保育士、トレーナー	○	○				○			○			個人名 ※1 強化指定選手対象
9		(5) ターゲットエイジ強化プロジェクト事業													
		① 競技団体強化支援	選手、指導者、講師	○	○	○ 指	○	○	○	講		○	○		競技団体名
		② ターゲットエイジ特別強化指定選手確保支援	選手	○	○		○	○				○	○		個人名
10		(6) チームみやざき強化アドバイザー招へい事業	講師	○	○	○		○	○	○		○	○		
11		(7) メンタルコーチ等派遣事業	講師	○	○			○	○			○	○		競技団体名
12		(8) パフォーマンスサポート事業	トレーナー	○					○						競技団体名
13		(9) 海外派遣選手等支援費	選手、監督、コーチ	○	○	○		○	○	○		○	○		個人名
14		(10) リハーサル大会補助金	選手、指導者	○	○	○		○					○		競技団体名 3泊4日以内、1/2補助

対象経費（金額一覧）・謝金・所得税について

1 経費額一覧表について

事業名	講師謝金			宿泊費（税込）		旅行雑費		食糧費	消耗品
	県内	県外	1回上限	県内	県外	県内	県外		
(1) 国スポ選手強化プロジェクト：強化費支援		○	20,000	15,000	15,000	200	1,100		* 2
(2) トップチーム活用支援		○	20,000	15,000	15,000				
(3) 強化指定選手支援	○	○	20,000	15,000	15,000				
(4) 大学・社会人スポーツ支援	○	○	20,000	15,000	15,000				
(5) ふるさと選手活動支援				15,000	15,000	200	1,100		* 2
(6) 女性アスリート等活動支援				15,000	15,000				
(7) ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト	○	* 1	20,000	15,000	15,000	200	1,100		
(8) チームみやざき強化アドバイザー招へい		* 1	* 1		* 1	200	1,100	* 1	
(9) メンタルコーチ等派遣	○	○	20,000	15,000	15,000				
(10) パフォーマンスサポート	○		8,000						
(11) 海外派遣選手等支援	対象経費の指定なし								
(12) リハーサル大会参加補助金				15,000	15,000		1,100		

【注意】…上記* 1 は事務局相談。* 2 は単価10万以内、補助金額の5割を超えないこと。

◇謝金基準表

業務の区分	講師区分	目安とする額	上限
選手強化、トップチーム、ターゲットエイジ 等	大学教授等	1 時間 8,000	20,000
	大学助教授等	1 時間 5,000	
	学識経験者	1 時間 8,000	
	上記の者以外	1 時間 5,000	
コンディショニングサポート事業 等	医師等	1 回 13,000	
	上記以外の者	1 回 8,000	

※（公財）日本スポーツ協会の補助金による事業を実施する場合や講師所属先の謝金単価が定められている場合は、それによる単価とします。

※ 講座時間数の合計に1時間未満の端数がある場合には、次のとおり時間の調整を行う。

○ 30分以内の場合は、「30分」として、超える場合は、「1時間」として計算する。

2 「源泉徴収制度」について…謝金を支給する場合は、所得税（10.21％）分を納める必要があります。

謝金 20,000円 の考え方	【ケース①：20,000円から所得税を差引いて支給する場合】（2,042円を納めます）			
	20,000円	－	2,042	= 17,958 円を支給します。
	【ケース②：20,000円支給する場合】（2,274円を納めます）			
	20,000円	÷	0.8979	= 22,274 円
	支給したい金額を↑		↑で割ると金額が出ます。	

3 所得税の納め方について

（1）源泉徴収した所得税は、「報酬・料金等の所得税徴収高計算書（納付書）」（用紙は税務署にあります）に報酬金額と源泉税額を記載して、最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付しなければなりません。必ず支払った月の翌月10日までに納付してください。納付期限を過ぎると不納付加算税や延滞税が発生する場合があります。

（2）講師が所属する会社等で手続きをする場合がありますので、必ず確認をお願いします。

加盟団体組織整備補助金交付要項

1 目的

定款第4条第1項第2号に基づき、加盟団体の活動及び組織の発展を支援する。

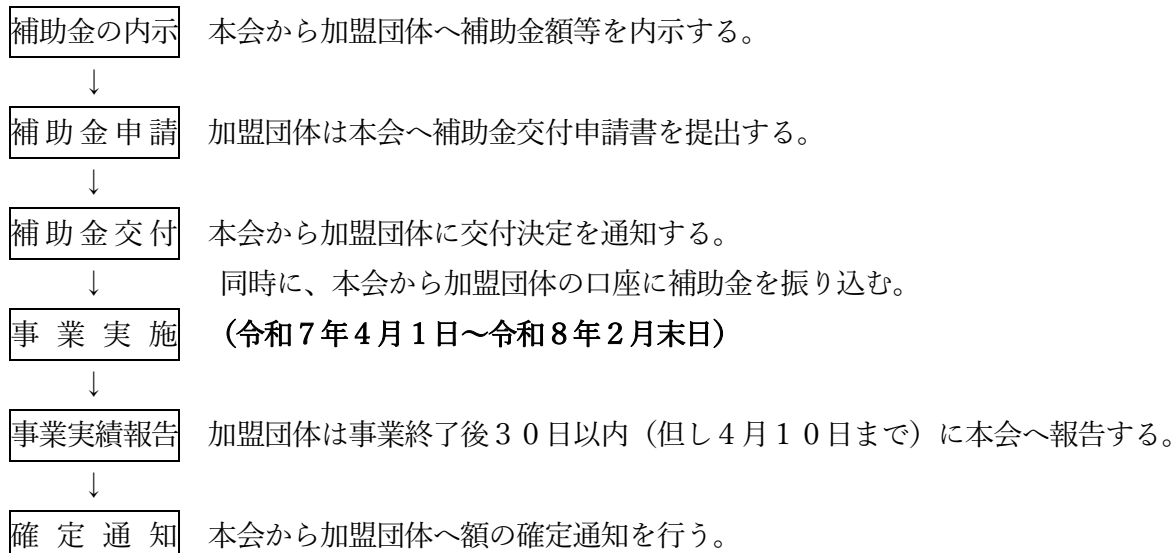
2 補助対象

- (1) 国スポ正式競技の41競技団体……全ての加盟団体の役員、指導者、選手
- (2) (1)以外の加盟団体……全ての加盟団体役員

3 補助対象経費

対象経費一覧表通りとする。

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

令和2年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

みやざき県民総合スポーツ祭補助金交付要項

1 目 的

定款第4条第1項第4号に基づき、みやざき県民総合スポーツ祭の運営を支援する。

2 補助対象

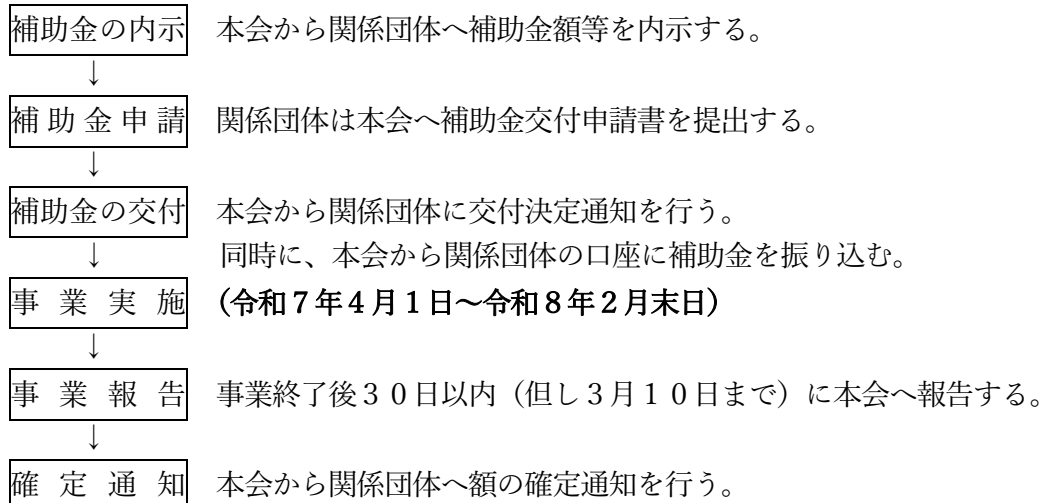
- (1) みやざき県民総合スポーツ祭を実施する団体
- (2) 市郡体育・スポーツ協会

3 補助対象経費等（領収書の宛名は競技団体名とする。）

下記大会運営費とする。ただし、参加者にかかる経費は対象としない。

- (1) 交通費 役員・審判員・補助員等
- (2) 宿泊費 宿泊を必要とする場合のみ、1泊9,800円（税込）以内を原則とする。
- (3) 使用料賃借料
- (4) 報償費
 - ①役員・審判員等謝金 原則、1日2,000円を上限とする。
 - ②補助員等謝金 原則、1日1,000円を上限とする。
- (5) 食糧費 役員・審判員・補助員等の弁当代として1日1個800円を上限とする。
- (6) 需用費 消耗品費
 - ※熱中症対策の飲料は消耗品とする。参加賞（景品代）は対象外
- (7) 役務費 通信運搬料、振込手数料等

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

平成27年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和 3年4月1日一部改正

令和 4年4月1日一部改正

みやざき県民総合スポーツ祭実施に伴う競技運営費細目

みやざき県民総合スポーツ祭各競技の部の実施に伴う経費を、県スポーツ協会より下記のとおり運営費として各競技団体に補助する。

記

1 基本的な考え方

みやざき県民総合スポーツ祭各競技の部の実施に伴う経費の支給方法を、実態に即した運営をするため、各競技団体の裁量で執行できるようにし、運営費として支給する。

2 各競技団体の補助額

- (1) 各競技団体の補助額は、過去の補助額等を勘案して決定する。
- (2) 会場地が例年と異なることを考慮して基本額を設定する。
 - ・宮崎市以外で実施される競技については、30,000円とする。
 - ・宮崎市で開催される競技は、10,000円とする。

生涯スポーツ普及活動支援費交付要項

1 目 的

定款第4条第1項第2号及び第4号に基づき、加盟団体及び地域のスポーツ組織の普及・発展を支援する。

2 助成対象

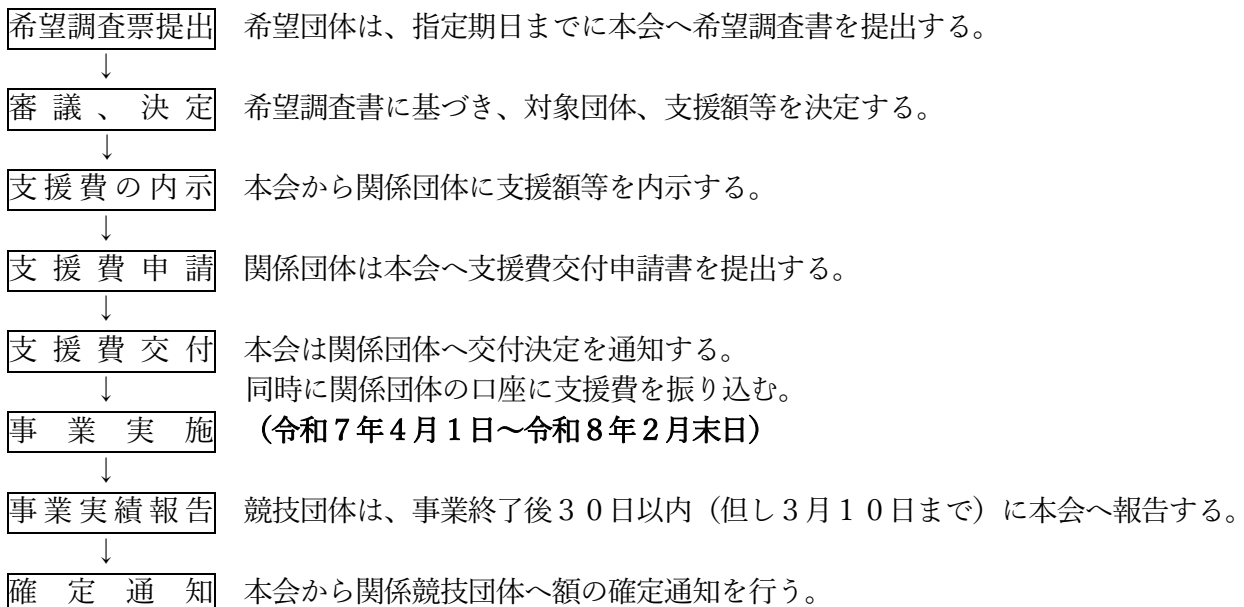
国スポ種目外加盟競技団体及び登録した総合型地域スポーツクラブ（登録クラブ）が行う下記取組

- (1) 多世代を対象とする競技体験イベント・教室・大会（地域から県内規模のものまで）
- (2) 障がい者と健常者のスポーツ交流・体験イベント・大会（地域から県内規模のものまで）
- (3) オリ・パラ等の関係者による講話・シンポジウム・クリニック
- (4) その他目的に合致すると認められる事業

3 助成対象経費等

- | | | |
|------------|-----------------------|--|
| (1) 旅費 | 講師、役員、補助員等 | |
| (2) 使用料賃借料 | | |
| (3) 報償費 | 講師 | 原則、1回20,000円/1人を上限とする。
※上限を超える報償費については要相談とする。 |
| | 役員・審判・補助役員 | 原則、1回2,000円/1人を上限とする。 |
| (4) 食糧費 | 弁当代等 | |
| (5) 需用費 | 消耗品費、指導者・参加者の水分補給用飲料等 | |
| (6) 役務費 | 通信運搬料、振込手数料、傷害保険料等 | |

4 事務手続き



5 支援費は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成30年4月1日から施行する。 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

宮崎ワールドアスリートプロジェクト修了生支援費交付要項

1 目 的

宮崎ワールドアスリートプロジェクト修了生において、日本代表又は全日本強化指定候補に選出された選手に対して、強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用を支援することで、選手のさらなる競技力向上を図る。

2 対象等

宮崎ワールドアスリートプロジェクト修了生のうち、日本代表選手又は、全日本強化指定候補選手（アンダーカテゴリー含む）に選出された場合に、3の支援費を支給する。

ただし、文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体、中央学校教育団体が主催しているものに限る。

3 支援費

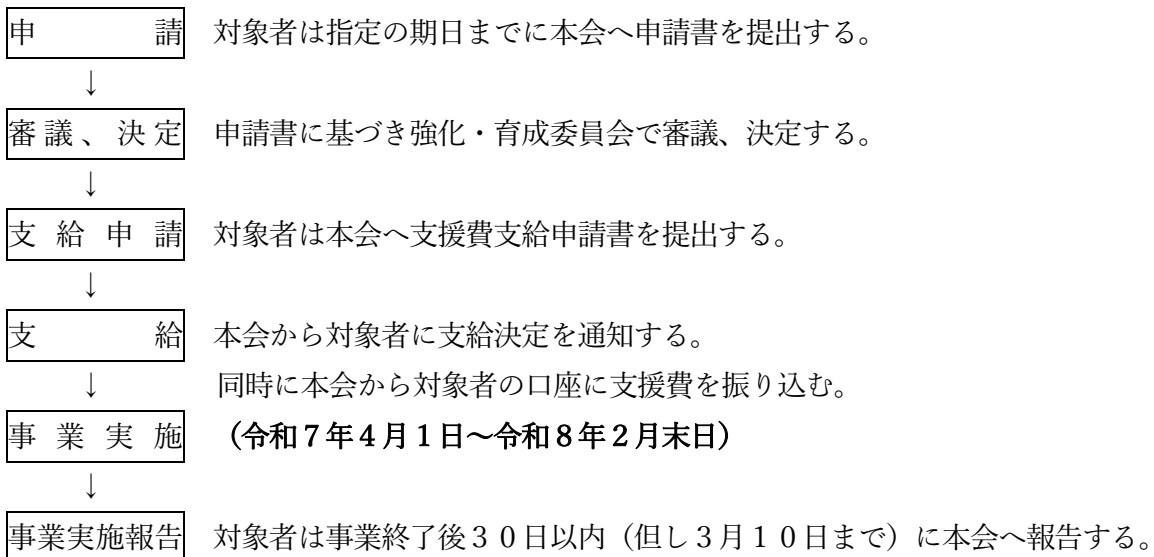
活動状況及び実績を考慮して、年度間1回、原則、100,000円以内とする。

但し、申請内容が当協会の他助成事業と重複する場合は、本支援事業を優先する。

4 対象者の決定

強化・育成委員会で決定する。

5 事務手続き



6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項

1 目 的

第81回国民スポーツ大会天皇杯獲得のために、関係競技団体等が実施する競技力向上に資する事業への支援を行う。

2 補助対象事業 ※各プロジェクトの詳細については、別紙参照

(1) 国スポ選手強化プロジェクト

- ① 41競技団体に対する強化費支援（国スポ選手強化プロジェクト：選手強化費）
- ② 県外強豪チームとの強化試合等に係る費用の支援（トップチーム活用支援）
- ③ 個人指定支援（強化指定選手支援費）

(2) 女性アスリート等活動支援プロジェクト

- ① 女性アスリート強化費支援（ネクストアスリート強化指定選手支援）
- ② スポーツ環境支援（医療費支援、トレーナー・保育士等活用支援）

(3) ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト

- ① ターゲットエイジを対象とした強化活動支援（競技団体強化支援）
- ② 特別強化指定選手確保支援

(4) 大学・社会人スポーツ支援プロジェクト

競技力の高い大学・社会人の個人・チームに対する強化費支援（大学・社会人支援費）

(5) ふるさと選手活動支援プロジェクト

- ① 競技団体が計画する国スポに向けた強化練習等へのふるさと選手の参加に係る費用の支援
- ② ふるさと選手の所属先への派遣依頼訪問に係る経費の支援

3 補助対象経費（詳細は別表参照）

※ プロジェクトごとの対象経費については、別表のとおりとする。

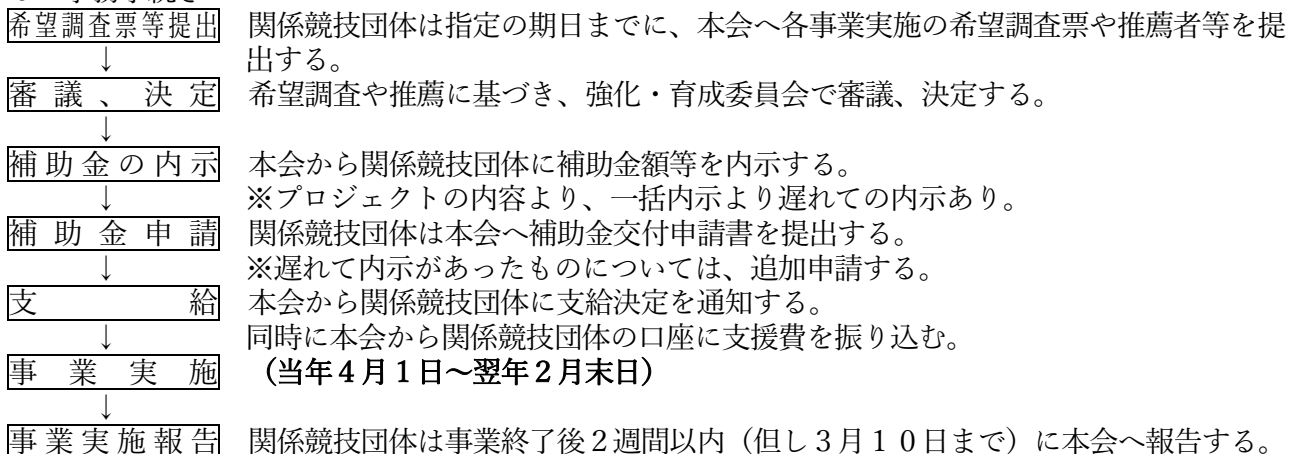
※ 領収書の宛名は競技団体名とするが、個人指定等に関わるものについては個人名とする。

4 関係団体の希望調査や推薦等に基づき強化・育成委員会で決定する。

5 補助金の申請・報告について

補助金の申請・報告については、各補助金の内示文書に合わせて行うことを基本とするが、補助事業の内容より支援対象の決定及び内示が遅れるプロジェクトについては、追加して申請を行うものとし補助金を交付する。報告書については、内示した事業ごとにまとめて行う。

6 事務手続き



7 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

8 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

(別表) 補助対象経費

国スポ選手強化プロジェクト		
支援内容	項 目	使 途 の 例
4 1 競技団体強化費支援 (選手強化補助金)	報償費	強化練習等に伴う講師への謝礼
	旅 費	強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費、宿泊費、旅行雑費
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	振込手数料
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料
トップチーム活用支援	報償費	強化練習会等に伴う講師への謝礼
	旅 費	強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費、宿泊費
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	振込手数料、通信運搬費、傷害保険料
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料
個人指定支援 (強化指定選手支援費)	報償費	強化練習会等に伴う講師への謝礼
	旅 費	選手・指導者等の交通費、宿泊費
	需用費	消耗品代、燃料費
	役務費	振込手数料、通信運搬費
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料

女性アスリート等活動支援プロジェクト		
支援内容	項 目	使 途 の 例
ネクストアスリート 強化指定選手支援	旅 費	強化練習等に伴う選手・指導者の交通費、宿泊費
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	振込手数料
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料
スポーツ環境支援 (医療費支援、トレーナー・保育士等活用支援)	報償費	強化練習等に伴うトレーナー・保育士等への謝礼
	旅 費	強化練習等に伴うトレーナー・保育士等への交通費、宿泊費
	需用費	女性特有の健康課題を理由に産婦人科や婦人科（女性アスリート外来を含む）を受診した際に処方された薬の代金
	役務費	女性特有の健康課題を理由に産婦人科や婦人科（女性アスリート外来を含む）を受診した際の診察・検査手数料、振込手数料

ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト		
支援内容	項 目	使 途 の 例
ターゲットエイジを対象 とした強化活動支援 (競技団体強化支援)	報償費	強化練習等に伴う講師への謝礼
	旅 費	強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費、宿泊費、旅行雑費(指導者のみ)
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	通信運搬費、傷害保険料、振込手数料
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、バス借上料
特別強化指定選手確保支援	旅 費	選強化練習等に伴う選手の交通費、宿泊費
	需用費	競技用消耗品代
	役務費	振込手数料、通信運搬費
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用器具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料

大学・社会人スポーツ支援プロジェクト		
支援内容	項 目	使 途 の 例
大学・社会人支援	報償費	強化練習等に伴う講師への謝礼
	旅 費	強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費、宿泊費
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	通信運搬費、振込手数料
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料

ふるさと選手活動支援プロジェクト		
支援内容	項 目	使 途 の 例
ふるさと選手 強化練習等支援	旅 費	強化練習等に伴うふるさと選手の交通費、宿泊費、旅行雑費
	役務費	通信運搬費、傷害保険料、振込手数料
関係団体派遣依頼支援	旅 費	競技団体が選手の所属先へ派遣依頼をする際の交通費、宿泊費 旅行雑費
	需用費	競技団体が選手の所属先へ派遣依頼をする際の資料作成に伴う 印刷製本費、消耗品代
	役務費	通信運搬費、振込手数料

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項

【（１）国スポ選手強化プロジェクト・①選手強化費】

1 目 的

国民スポーツ大会に向け、国スポ選手等の競技力を高めるために、各競技団体が実施する強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用等を支援する。

2 補助対象

国民スポーツ大会の競技力向上のための競技団体の下記の取組

- (1) 強化合宿
- (2) 遠征合宿
- (3) 海外合宿 (支援額は、関東合宿（2泊3日8万円）相当経費以内とし、超過する部分は競技団体負担とする。)
- (4) 招待試合
- (5) 宿泊を伴わない強化練習

3 補助対象経費（領収書の宛名は、競技団体名とする。）

- (1) 報償費 強化練習会等に伴う講師（本県競技団体所属外の指導者等）への謝礼
- (2) 旅 費
 - ①交通費 強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費
 - ②宿泊費 県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、競技団体負担とする。
 - ③旅行雑費 監督、コーチ、選手に限り、県内一日200円、県外一日1,100円とする。
 - ④駐車料金 役員、監督、コーチ、成年選手に限り、旅行命令に基づくもののみとする。
- (3) 需用費 競技用消耗品、燃料費
- (4) 役務費 振込手数料
- (5) 使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、バス借上料

4 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（(1)国スポ選手強化プロジェクト：①強化費支援、②トップチーム活用支援、(5)ふるさと選手活動支援プロジェクト）として一括申請を行う。

5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

平成26年3月4日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和 4年4月1日一部改正
令和 5年4月1日一部改正
令和 6年4月1日一部改正
令和 7年4月1日一部改正

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項

【(②トップチーム活用支援)】

1 目 的

国民スポーツ大会に向けた選手強化のため、県外チームを招待した強化練習や試合等を行うことにより、本県の少年種別・成年種別の競技力向上を図る。

2 補助対象

優れた競技力を有し、国民スポーツ大会等での活躍が期待される競技の少年及び成年の国スポチーム（単独または選抜チーム）

3 補助対象経費等（領収書の宛名は、招待した本県競技団体名とする。）

- (1) 報償費 強化練習等に伴う講師（本県競技団体所属外の指導者等）への謝礼
※上限1回20,000円とする。
- (2) 旅 費
 - ①交通費 県外チームを招聘しての強化練習等に伴う選手、指導者、講師等の交通費
 - ②宿泊費 選手、指導者、講師の宿泊費
(県内外1泊15,000円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。)
- (3) 需用費 競技用消耗品、燃料費
- (4) 役務費 振込手数料、通信運搬費、傷害保険料
- (5) 使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料

4 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（(1)国スポ選手強化プロジェクト：①強化費支援、②トップチーム活用支援、(5)ふるさと選手活動支援プロジェクト）として一括申請を行う。

5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正

令和 3年4月1日一部改正

令和 6年4月1日一部改正

令和 7年4月1日一部改正

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項

【（③個人強化指定選手支援）】

1 目 的

優れた競技力を有し、オリンピックやパラリンピック、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等で活躍が期待される選手に対して、強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用を支援することで、選手の更なる競技力向上を図る。

2 補助対象

優れた競技力を有しオリンピックやパラリンピック、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等で活躍が期待される選手で、大会派遣や練習環境等を考慮し支援を必要とする者。

3 補助対象経費（領収書の宛名は個人名とする。）

（１）報償費 強化練習等に伴う講師への謝礼

（２）旅 費

①交通費 選手・指導者等の交通費

②宿泊費 県内外一泊１５，０００円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、支援対象外とする。

（３）需用費 競技用消耗品、燃料費

（３）役務費 振込手数料、通信運搬費

（４）使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料

※ 旅費については、帯同コーチ等も補助対象とする。

※ 宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の支援金は交付しない。

※ 年間の活動計画及び実績等を考慮して、年度間１回、別に定める基準により補助する。

4 補助対象者の決定

関係加盟団体の推薦に基づき強化・育成委員会で決定する。

5 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（③個人強化指定選手支援）として申請を行う。

6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成２７年４月１日から施行する。

平成２９年１１月７日一部改正

平成３１年 ４月１日一部改正

令和 ３年 ４月１日一部改正

令和 ６年 ４月１日一部改正

令和 ７年 ４月１日一部改正

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項 【(2) 女性アスリート等活動支援プロジェクト】

1 目 的

第81回国民スポーツ大会において天皇杯の獲得を目指す上で、女子の競技力向上は喫緊の課題である。そのため、入賞間際の女性アスリート等への支援等を充実させ、第81回国民スポーツ大会での女子種別における競技得点の獲得を目指す。

2 補助対象

(1) ネクストアスリート強化指定選手支援

2027国民スポーツ大会で入賞が期待される入賞間際の女性アスリート

(2) スポーツ環境支援

① トレーナー・保育士等の活用支援（女性アスリート、女性指導者）

② 医療費補助（女性アスリート）

※女性指導者については、保育士の活用支援のみ対象とする。

3 補助対象経費（詳細は別表参照、領収書の宛名は個人名(指定選手)と競技団体名とする。）

【ネクストアスリート強化指定選手支援】

(1) 旅 費

①交通費 強化練習等に伴う選手・指導者の旅費

②宿泊費 選手、指導者の宿泊費（県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。）

(2) 需用費 競技用消耗品、燃料費

(3) 役務費 振込手数料

(4) 使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料

【スポーツ環境支援】

(1) 報償費 強化練習等に伴うトレーナー・保育士等への謝礼

(2) 旅 費

①交通費 強化練習等に伴うトレーナー・保育士等の交通費

②宿泊費 強化練習等に伴うトレーナー・保育士等の宿泊費
（県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。）

(3) 需用費 女性特有の健康課題を理由に産婦人科や婦人科を受診した際に処方された薬代

(4) 役務費 女性特有の健康課題を理由に産婦人科や婦人科を受診した際の診察・検査手数料、振込手数料

4 補助対象者の決定

(1) ネクストアスリート強化指定選手支援

関係団体の希望調査票に基づき、強化・育成委員会で決定する。

(2) スポーツ環境支援

①トレーナー・保育士等の活用支援

関係団体の希望調査票に基づき、強化・育成委員会で決定する。

②医療費補助

選手本人を対象とした事前申請に基づき、決定する。

5 事務手続き

(1) ネクストアスリート強化指定選手支援

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（(2)女性アスリート等活動支援プロジェクト）として一括申請を行う。関係団体の希望調査票に基づき、強化・育成委員会で決定する。

(2) スポーツ環境支援

「トレーナー・保育士等の活用支援」と「医療費補助」のそれぞれについて、個別に申請を行う。

6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正

令和 2年4月1日一部改正

令和 3年4月1日一部改正

令和 4年4月1日一部改正

令和 5年4月1日一部改正

令和 6年4月1日一部改正

令和 7年4月1日一部改正

(別表) 補助対象経費

この補助金に係る対象項目及び使途については、下記のとおりとする。

事業名	項目	使 途 区 分
(1)ネクストアスリート 強化指定選手支援	旅 費	強化練習等に伴う選手及び指導者の旅費・宿泊費
	需用費	競技用消耗品、移動に伴う燃料費
	役 務 費	振込手数料
	使用料賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料 トレーニング施設使用料

事業名	項目	使 途 区 分
(2)スポーツ環境支援	報 償 費	強化練習等に伴うトレーナー・保育士等への謝礼
	旅 費	強化活動等に伴うトレーナー・保育士等への交通費・宿泊費
	需用費	女性特有の健康課題を理由に産婦人科や婦人科を受診した際に処方された薬代
	役 務 費	女性特有の健康課題を理由に産婦人科や婦人科を受診した際の診察・検査手数料、振込手数料

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項

【(3) ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト】

1 目 的

第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向け、少年種別の主力となるターゲットエイジ有望選手に対し、県外遠征や強化練習等に要する費用の支援を行い、少年種別の重点強化を図る。

2 補助対象

(1) 第81回国民スポーツ大会で少年種別の主力として活躍が期待されるターゲットエイジ有望選手等。※令和7年度は、競技によって以下のように支援対象の学年が異なるので注意すること。

①中1～高1（当年：中3～高3対象競技）

②中1～中3（当年：中3～高2対象競技）

③中2～高1（当年：高1～高3対象競技）

(2) 強化練習会等に招へいした講師や指導者、選手

3 補助対象経費（領収書の宛名は、競技団体とする。）

【競技団体強化支援】

(1) 報償費 強化練習会等に伴う講師への謝金 ※上限1回20,000円とする。

(2) 旅 費

①交通費 強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費

②宿泊費 県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。

(3) 旅行雑費 指導者（監督、コーチ）に限り、県内一日200円、県外一日1,100円とする。

(4) 需用費 競技用消耗品代、燃料費

(5) 役務費 傷害保険料、振込手数料、通信運搬費

(6) 使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、バス借上料

【特別強化指定選手確保支援】

(1) 旅 費

①交通費 強化練習等に伴う選手の交通費

②宿泊費 強化練習等に伴う選手の宿泊費

県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。

(2) 需用費 競技用消耗品代

※ 宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の補助金は交付しない。

4 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト((3)ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト)として申請を行う。特別強化指定選手確保支援については個別に申請を行う。

5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年6月7日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項 【（４）大学・社会人スポーツ支援プロジェクト】

1 目 的

国民スポーツ大会で活躍が期待される大学・社会人の個人及び団体（以下「個人等」という。）に対して、強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用等を支援することで、選手の更なる競技力向上を図る。

2 補助対象

国民スポーツ大会で活躍が期待される大学・社会人の個人等で、支援を必要とする者。

3 補助対象経費等（領収書の宛名は、補助対象の個人名・団体名（チーム名）とする。）

- （１）報償費 強化練習会等に伴う講師への謝礼 ※上限１回２０，０００円
- （２）旅 費
 - ①交通費 強化練習等に伴う選手、指導者、講師（トレーナー含む）の交通費
 - ②宿泊費 県内外１泊１５，０００円（税込）以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。
- （３）需用費 競技用消耗品代、燃料費
- （４）役務費 通信運搬料、振込手数料
- （５）使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料等、トレーニング施設使用料
※ 活動状況及び実績を考慮して、年度間１回、別に定める基準により補助する。
※ 宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の補助金は交付しない。

4 対象個人等の決定

- （１）関係加盟団体の推薦に基づき強化・育成委員会で決定した場合。
- （２）強化・育成委員会の指定を受けた場合。但し、この場合は事後に関係加盟団体の推薦を受けなければならない。

5 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（(4)大学・社会人スポーツ支援プロジェクト）として申請を行う。

6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成２４年４月１日から施行する。

平成２７年 ４月１日一部改正

平成２９年１１月７日一部改正

平成３１年 ４月１日一部改正

令和 ３年 ４月１日一部改正

令和 ６年 ４月１日一部改正

令和 ７年 ４月１日一部改正

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項

【（５）ふるさと選手活動支援プロジェクト】

1 目 的

成年種別の安定した競技得点の獲得や2027年に本県で開催される第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得のため、本県競技団体の国スポに向けた計画的な強化練習等へふるさと選手を参加させるための旅費等の支援や、ふるさと選手の所属先へ派遣の依頼をする際の旅費等の支援を行うことで、競技力の高いふるさと選手の確保と安定した競技得点獲得の定着を図る。

2 補助対象

- (1) 九州ブロック大会や国民スポーツ大会の強化候補選手で、活躍が期待されるふるさと選手。
- (2) ふるさと選手制度を活用する競技団体。

注：ふるさと選手が各種大会に参加するための支援ではない。

3 補助対象経費

※ 領収書の宛名は、個人での経費支出の場合は個人名、団体での経費支出の場合は団体名とし、但し書きには使途の内容及び支出者の人数等が記載されていること。

【ふるさと選手の活動支援】

- (1) 旅 費 強化練習等に伴うふるさと選手の交通費、宿泊費、旅行雑費（県内一日200円・県外一日1,100円）
- (2) 役務費 振込手数料・通信運搬費・傷害保険料

【関係団体派遣依頼支援】

- (1) 旅 費 選手の所属先へ派遣依頼する際の交通費、宿泊費、旅行雑費（県外一日1,100円）
- (2) 需用費 選手の所属先へ派遣依頼をする際の資料作成に伴う印刷代、消耗品代
- (3) 役務費 振込手数料、通信運搬費

4 支援対象者、対象団体の決定

関係競技団体の希望調査書に基づき強化・育成委員会で決定する。

5 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（(1)国スポ選手強化プロジェクト：①強化費支援、②トップチーム活用支援、(5)ふるさと選手活動支援プロジェクト）として一括申請を行う。

6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和 6年4月1日一部改正

令和 7年4月1日一部改正

チームみやざき強化アドバイザー招へい事業補助金交付要項

1 目 的

高い指導力や豊富な指導経験等を有する全国の指導者を「チームみやざき強化アドバイザー」として招へいし、競技力強化に特化した強化練習会や合宿等の実施、最新の技術指導の習得、国スポレベルの審判基準の十分な理解を図ることで、競技得点獲得の定着化を目指す。

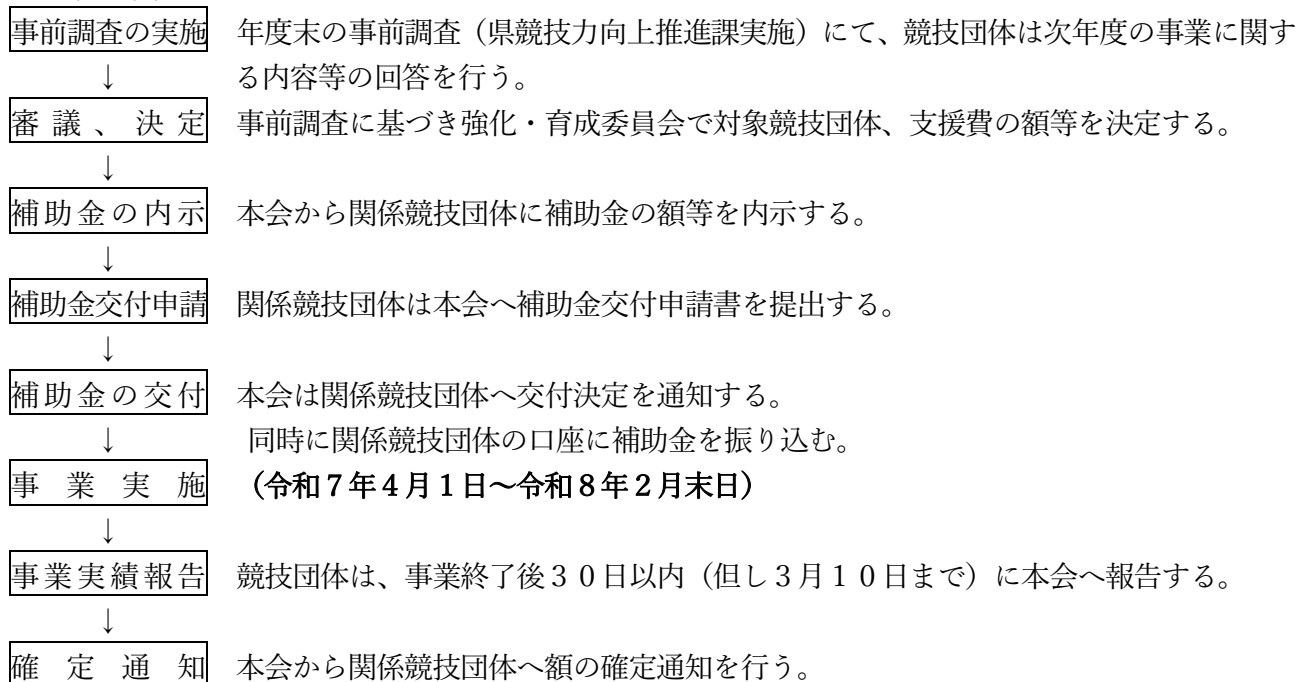
2 補助対象

- (1) 高い指導力や豊富な指導経験等を有する招へい指導者。
- (2) 年間3回程度の実施とする。

3 補助対象経費（領収書の宛名は、競技団体名とする。）

- (1) 旅費 強化練習等に伴う講師の交通費、宿泊費、旅行雑費
- (2) 使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料
- (3) 報償費 強化練習等に伴う講師謝金
- (4) 食糧費 講師昼食費のみ（税込1, 500円以内）
- (5) 需用費 消耗品費、講師の移動に伴う燃料費
- (6) 役務費 通信運搬費、振込手数料、講師や参加者の傷害保険料

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 強化・育成委員会で承認を得る。

7 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

メンタルコーチ等派遣事業補助金交付要項

1 目 的

国民スポーツ大会で活躍が期待される選手やターゲットエイジの選手等が大会本番で力を発揮できるよう、競技団体が実施する講習会や強化練習会等にメンタルコーチ等の派遣を行い、スポーツメンタル、スポーツメディカル分野からの競技力向上を図る。

2 補助対象

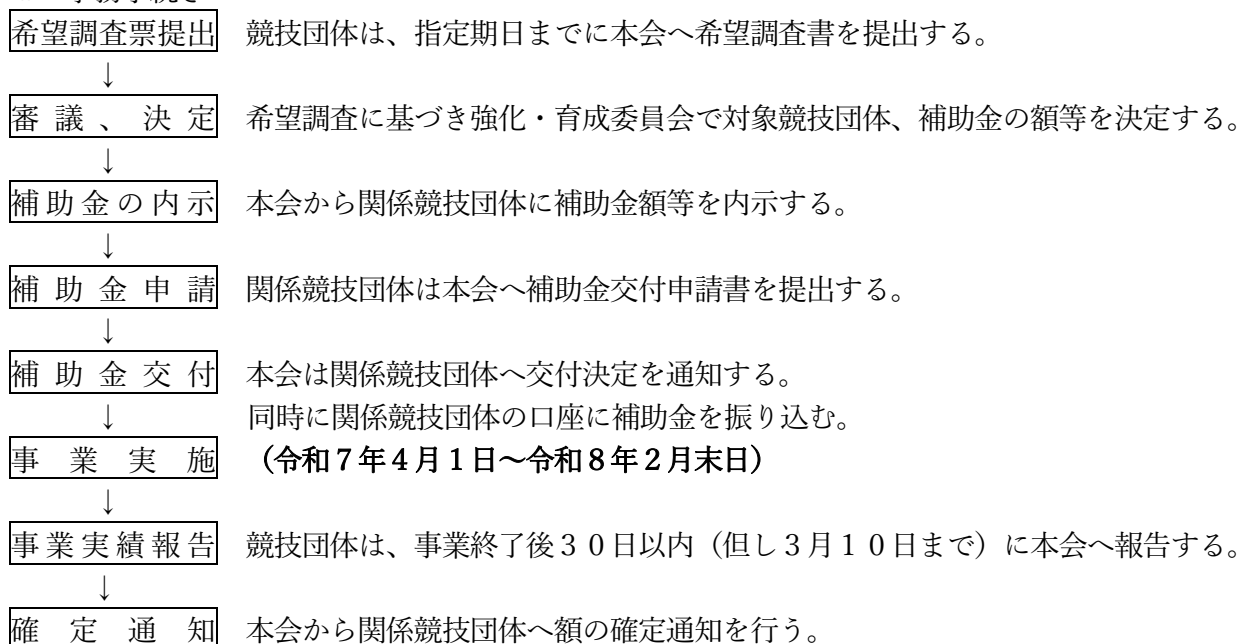
国民スポーツ大会の競技力向上のために下記の取組を必要とする競技団体

- (1) 国民スポーツ大会で活躍が期待される選手が、自分の力を発揮できるようにするための専門的なメンタルトレーニング等
- (2) 選手の力を発揮させるためのメンタルトレーニング等指導者講習会

3 補助対象経費

- (1) 交通費 講師の旅費
- (2) 宿泊費 講師の宿泊費（県内外一泊15,000円（税込）以内を原則とする。）
- (3) 使用料賃借料 会場借上料
- (4) 報償費 指導に伴う講師謝礼 ※上限1回20,000円とする。
- (5) 需用費 消耗品費、移動に伴う燃料費
- (6) 役務費 振込手数料

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正

令和 3年4月1日一部改正

令和 6年4月1日一部改正

令和 7年4月1日一部改正

パフォーマンスサポート事業補助金交付要項

1 目 的

国民スポーツ大会で活躍が期待される選手やターゲットエイジの選手等が安心して競技に取り組めるよう、アスレティックトレーナー及び栄養士の派遣を行い、競技団体のスポーツメディカル分野からの強化体制を充実させ、競技力向上を図る。

2 補助対象

スポーツメディカル分野からの強化体制の充実を図るため、国民スポーツ大会等に向けた強化練習会等に参加するアスレティックトレーナー及び栄養士に対する支援。（年間を通して継続的に実施すること。）

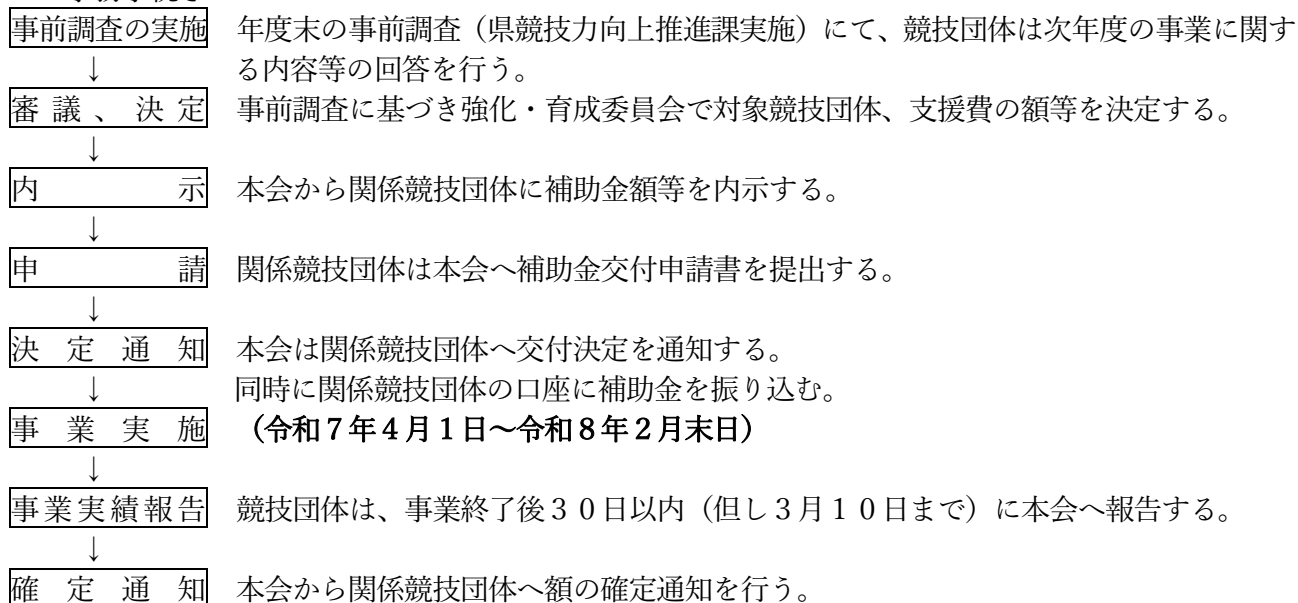
3 補助対象者

- (1) 各競技に専属または配置された JSPO 公認アスレティックトレーナー及び県認定アスレティックトレーナーを活用する競技団体
- (2) 各競技に専属で配置されているアスレティックトレーナーを活用する競技団体
- (3) JSPO 公認栄養士又は県栄養士会認定栄養士を活用する競技団体

4 補助対象経費

- (1) 交通費 アスレティックトレーナー及び栄養士の旅費
- (2) 報償費 アスレティックトレーナー及び栄養士のトレーナーの活動に伴う謝礼（1回8,000円）

5 事務手続き



6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和 6年 4月1日一部改正

令和 7年 4月1日一部改正

海外派遣選手等支援費交付要項

1 目的

優れた競技力を有し、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会で活躍が期待される選手、指導者等が、中央競技団体から派遣される国際競技大会（原則、アジア大会以上）に参加する際の活動を支援することで、選手の競技力や実践力、指導者等の指導力や技術力等の向上を図る。

2 対象者等

- （１）優れた競技力を有し、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会で活躍が期待される選手、指導者、審判員等が、中央競技団体から派遣される国際競技大会に参加する場合（国内選考を経て日本代表として選出された者）に、３の支援費を支給する。
- （２）中央競技団体が派遣する国際競技大会の規模は、原則、アジア大会以上とし、フリーエントリーの大会、交流、親善目的の大会及び参加国が少ない大会は対象としない。

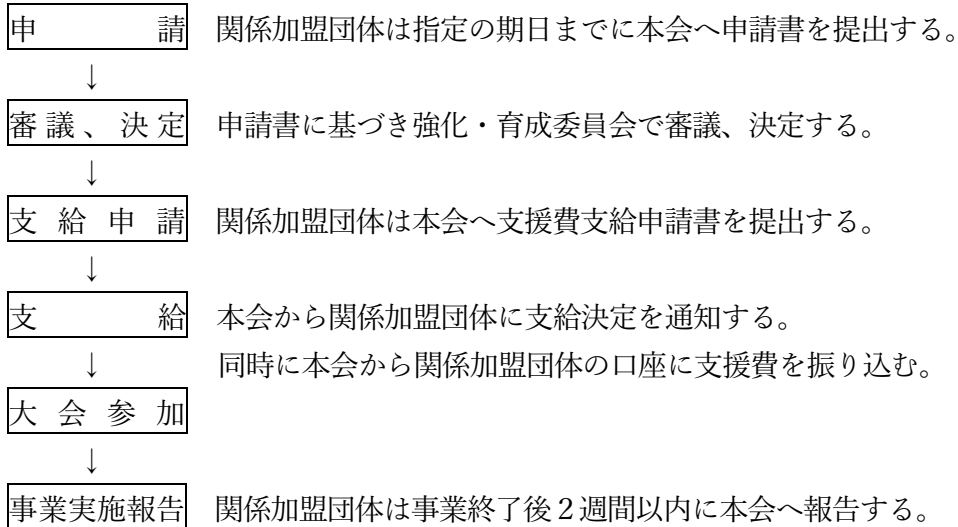
3 支援費

活動状況及び実績を考慮して、年度間１回、原則、５０，０００円以内とする。

4 対象者の決定

関係競技団体の推薦に基づき強化・育成委員会で承認を得る。

5 事務手続き



6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成２９年４月１日から施行する。

平成２９年１１月７日一部改正

令和 ３年 ４月１日一部改正

令和 ６年 ４月１日一部改正

宮崎県スポーツ指導者協議会会議、研修会等地区活動費補助金交付要項

1 趣 旨

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者をはじめとするスポーツの指導者がその資質を向上させるために実施する会議、研修会等に対して補助金を交付する。

2 対 象

スポーツ指導者の資質向上に資するもので次の各号に該当する会議、研修会等

- (1) 市郡・町村スポーツ指導者協議会が開催する会議、研修会等
- (2) 宮崎県スポーツ協会加盟団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会等が開催する会議、研修会等で次のいずれかを満たす場合
 - ① 公認スポーツ指導者を対象としている会議、研修会等
 - ② 公認スポーツ指導者の普及啓発に資する会議、研修会等
 - ③ 公認スポーツ指導者が講師である研修会等

3 補助対象経費等

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 交通費 | 参加者には支給しない。 |
| (2) 宿泊費 | 一泊9, 800円(税込)以内を原則とする。 |
| (3) 使用料賃借料 | |
| (4) 報償費 | 指導者 1回10, 000円
講 師 1回50, 000円 |
| (5) 需要費 | |
| (6) 役務費 | |
| (7) 食糧費 | |

4 金 額

年度内1回とし、1地区に対して原則100,000円を上限として補助する。
なお、対象地区は3地区程度とする。

5 申 請

所定の申請書類を事業実施1ヶ月前までに提出する。

【申請書類】

- (1) 交付申請書鑑(様式1-1)
- (2) 収支予算書(様式1-2)
- (3) 請求書(様式1-3)
- (4) 事業計画書(様式1-4)
- (5) その他

6 報 告

所定の報告書類を事業終了後30日以内、但し3月10日までに提出する。

【報告書類】

- (1) 事業報告書鑑(様式2-1)
- (2) 収支決算書(様式2-2)
- (3) 事業実施状況(様式2-3)
- (4) 領収書(様式2-4)
- (5) 領収書綴り
- (6) 宿泊証明書
- (7) その他

7 補助金は、別に定める公益財団法人宮崎県スポーツ協会「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

8 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附則 平成27年6月4日に一部改正。
平成31年4月1日に一部改正。
令和 2年4月1日に一部改正。

令和7年度「提出資料一覧表」

(1)下記○を作成し提出すること。（2-6、2-7については原本提出、原本は県スポ協で5年間保管する。）

(2)報告書の提出は、原則、事業終了後2週間以内に提出すること。（一次締切2月10日、最終締切3月10日）

対 象 経 費			報告書提出		様式No.										その他			
			一 次 締 切	最 終 締 切	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6			2-7	2-8
					申請書 (鑑)	収 支 予算書	請求書	事 業 計画書	報告書 (鑑)	収 支 決算書	実施・実績 報告書		参加者 名 簿	領収書1 旅 費			領収書2 その他	写 真
1	組織強化	(1) 加盟団体組織整備補助金		4/10	○	○	○	○	○	○	○			○ (原本)	○ (原本)			
2	大会関係	(1) みやざき県民総合スポーツ祭補助金	2/10	3/10	○	○	○	○	○	○	○		○	○ (原本)	○ (原本)	○	※実施要項等添付 ※名簿は役員・補助員・審判等	
3	普 及	(1) 生涯スポーツ普及活動支援事業	2/10	3/10	○	○	○	○	○	○	○		○	○ (原本)	○ (原本)	○		
4	W A P	(1) W A P 修了生支援事業	2/10	3/10	○		○		○		○				○ (原本)	○	※W A P 修了生からの申請	
5	選手強化	(1) 国スポ選手強化プロジェクト																
6		① 選手強化補助金	2/10	3/10	○	○	○	○	○	○	○		○	○ (原本)	○ (原本)	○	【申請の場合】 ・(1)①②と(3)については一括申請 ・(1)①②と(3)については、個別の予 算書・計画書も添付 【報告の場合】 ・(1)①～③及び(2)～(5)については、 個別の決算書・報告書も添付 ・参加者名簿には、宿泊者を明記 ・宿泊領収書には、宿泊人数の詳細 を明記し、参加者名簿との整合性 を図ること	
7		② トップチーム活用支援	2/10	3/10														
8		③ 強化指定選手支援費	2/10	3/10														
9		(2) 大学・社会人スポーツ支援プロジェクト	2/10	3/10	○	○ ※ 1	○	○ ※ 2	○	○	○	○	○ (原本)	○ (原本)	○			
10		(3) ふるさと選手活動支援事業	2/10	3/10		○		○			○	○	○ (原本)	○ (原本)	○			
11		(4) 女性アスリート等活動支援プロジェクト	2/10	3/10	○		○				○	○	○ (原本)	○ (原本)	○			
12		(5) ターゲットエイジ強化プロジェクト事業	2/10	3/10	○	○	○	○			○	○	○ (原本)	○ (原本)	○			
13		(6) チームみやざき強化アドバイザー招へい事業	2/10	3/10	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (原本)	○ (原本)	○			
14		(7) メンタルコーチ等派遣事業	2/10	3/10	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (原本)	○ (原本)	○			
15		(8) パフォーマンスサポート事業	2/10	3/10	○		○		○	○		○	○ (原本)	○ (原本)	○			
16		(9) 海外派遣選手等支援費			○		○		○		○				○	○	※申請時に中央競技団体の派遣通知等添付 ※障がい者アスリート支援含む	
17		(10) 国民スポーツ大会リハーサル大会参加補助金			○	○	○	○	○	○	○		○	○ (原本)	○ (原本)	○	※申請時に大会要項等添付 3泊4日以内、1/2補助	